

Ⅱ 政治団体の各種の届出手続き

政治団体は、その組織した日又は政治団体の要件に該当した日から7日以内に届出をしなければなりません。また、その届出事項に異動が生じた場合も同様に7日以内に、その異動事項について届出をしなければなりません。

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え付けるなど日々の会計管理を行うとともに、毎年、都道府県選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出しなければなりません（「Ⅸ 政治団体の会計処理」96ページ参照）。

政治団体が解散した場合又は政治団体でなくなった場合は、解散から30日以内（国会議員関係政治団体については60日以内）に届け出るとともに解散日までの収支報告書を提出しなければなりません。

以下、政治団体がその設立をしてから解散をするまでの各種届出について説明します。

なお、これらの各種届出に必要な書式について、東京都選挙管理委員会のホームページ（「政治団体/政治資金」→「政治資金規正法関係様式集」）に掲載していますのでご利用ください。

1 政治団体を設立するにはどのような手続きが必要ですか。

政治団体の設立には、「新たに政治団体を設立するとき」、又は「ある任意の団体が政治団体としての要件に該当したとき」があります。

規正法は、政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日から7日以内に、郵便等によることなく文書で、都道府県選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならないと規定し、政治団体設立の届出を義務付けています（規正法6条①、④、規正規則1条）。

1 政治団体の設立

政治団体は、その組織した日又は政治団体となった日から7日以内に、当該政治団体の目的（綱領、規約等を添付）、名称、主たる事務所の所在地及び主たる活動区域等について記載した「設立届」を提出しなければなりません。

(1) 設立届の記載事項

設立届には、次の事項を記載します。

- ① 団体の名称、団体の目的、主たる事務所の所在地、主たる活動区域
- ② 団体の区分、組織年月日

- ③ 役員（代表者、会計責任者及び会計責任者の職務代行者）
 - 氏名 ●住所、電話番号 ●生年月日 ●選任年月日等
- ④ 国会議員関係政治団体（1号団体）に該当する場合は、
 - 1号団体である旨
 - 代表者である公職の候補者に係る公職の種類
- ⑤ 国会議員関係政治団体（2号団体）に該当する場合は、
 - 2号団体である旨 ●公職の候補者の氏名
 - 当該公職の候補者に係る公職の種類
- ⑥ その他
 - 支部の有無 ●課税上の優遇措置の適用関係の有無

- ※ 注意
- 1 役員のうち**会計責任者と会計責任者の職務代行者は兼務できません**。
 - 2 氏名は、通称名やペンネームではなく、必ず**戸籍上の氏名**を記載してください（戸籍名を記載した上であれば、旧姓を付記することは差し支えありません）。
 - 3 住所は、「各人の生活の本拠」（民法22条）を指しますので、事務所の所在地など**居住実態のない場所とすることはできません**。
 - 4 政治団体（政党）の支部にあつては、「政治団体の名称」欄に、**当該支部を支部とする政治団体（政党）の名称（本部の名称）**をあわせて記載してください（記載例は44ページ参照）。

(2) 設立届に添付する書類

ア 綱領、党則、規約その他政令で定める文書

設立届を提出する際に、綱領、党則、規約など、その名称のいかんを問わず、政治団体の活動目的、組織、運営に関して定めた文書を必ず提出します（記載例は46・47ページ参照）。

この「綱領、党則、規約その他これらに相当するもの」は、「政治団体の目的、組織、運営に関して定めたもの」をいいます。したがって、「綱領、党則、規約その他これらに相当するもの」は政治団体の基本ともいえるもので、提出が義務付けられています（規正法6条②）。これが添付されないと「設立届」は受理できません。

また、後援団体には、公職の候補者の政治活動を支援する等の目的の記載が必要ですが、この場合の公職の候補者の氏名は、通称名やペンネームではなく、**戸籍上の氏名**を記載します。なお、戸籍名を記載した上であれば、旧姓を付記することは差し支えありません。

イ 課税上の優遇措置の適用関係「有」の場合

政治団体（政党及び政党の支部を除く。）が、課税上の優遇措置の適用関係「有」の届出をする場合、次のいずれかの文書の添付が必要です。

- ① **被推薦書**（都道府県議会の議員又は都道府県知事、政令指定都市の議会の議員又は長）
都道府県議会の議員、都道府県知事、政令指定都市の議会の議員、

政令指定都市の長（候補者又は候補者になろうとする者を含む。）の推薦や支持を本来の目的とする団体が、個人の寄附に関して課税上の優遇措置の適用関係「有」の届出をする場合は被推薦書の提出が必要です（記載例は 48 ページ参照）。

ただし、政令指定都市以外の区市町村の議会の議員及び長は対象になりません（租税特別措置法 41 条の 18）。

② 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（衆議院議員又は参議院議員）

国会議員関係政治団体のうち 2 号団体の場合、衆議院議員又は参議院議員（候補者又は候補者になろうとする者を含む。）から政治団体あてに国会議員関係政治団体に該当する旨の通知をすることとされており、2 号団体の届出をする場合にはこの通知の提出が必要です（記載例は 49 ページ参照）。

③ 国会議員氏名届（現職の衆議院議員又は参議院議員）

政治上の主義や施策を研究する目的を有する政治団体で国会議員が主宰するものや主要な構成員が国会議員であるものが、個人の寄附に関して課税上の優遇措置を受けようとする場合は、国会議員氏名届の提出が必要です。

国会議員氏名届には、当該団体の主宰者（主な構成員）である現職の衆議院議員又は参議院議員の氏名、衆議院議員・参議院議員の別を記載します。候補者や候補者となろうとする者は除かれます（記載例は 51 ページ参照）。

ウ その他

① 政党を設立する場合（25 ページ参照）

●国会議員を 5 人以上有する政党

- ・所属国会議員届
- ・承諾書及び宣誓書
- ・政党の支部の状況に関する届（支部を有する政党のみ必要）

●得票率を 2 % 以上有する政党

- ・得票総数届
- ・宣誓書
- ・政党の支部の状況に関する届（支部を有する政党のみ必要）

② 政党支部を設立する場合

- ・支部証明書（記載例は 52 ページ参照）
- ・政党の状況等に関する届（記載例は 53 ページ参照）

(3) 政治団体の名称について

政治団体の名称として、既存の政党の名称又は政治資金団体の名称やこれらに類似する名称は使用できません（規正法6条③）ので、届出をする政治団体の名称を決める場合には注意してください。また、他の法令において特定の名称の使用禁止が規定されているもの等、法令に違反する名称も使用することはできません。

法令に違反しない場合であっても、名称がスローガンや単なる文章等（例えば「みんなで頑張りましょう」等）を用いている場合等、社会通念上団体の名称とは認められないものは、政治団体の名称として認められません。さらに、目的（活動内容）と相反するような名称やその名称からその団体の活動内容をまったく推測できないような名称、他の団体と同一名称により混乱を招くような名称等は名称として不適當です。

なお、「〇〇君（立候補予定者）を国会へ送る会」等の名称については、その名称を表示したビラ、ポスター、看板等を使用する場合、その団体の活動状況、時期、態様等によっては選挙運動性が問題となることもありますので、留意する必要があります。

2 届出前の寄附又は支出の禁止

設立届の届出前に政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることは禁止されています（規正法8条）。

3 政治団体の所管及び届出先

政治団体の所管及び届出先は、次のとおりです。

主たる活動区域等	所管	届出先	備考
一の都道府県において主としてその活動を行う政治団体	主たる事務所の所在地の 都道府県選挙管理委員会	主たる事務所の所在地の 都道府県選挙管理委員会	主たる活動区域が東京都内（区市町村を含む。）である団体を以下「 都団体 」という。
二以上の都道府県の区域にわたり主としてその活動を行う政治団体	総務大臣	主たる事務所の所在地の 都道府県選挙管理委員会 を経由して 総務大臣	以下「 全国団体 」という。
主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において主としてその活動を行う政治団体			
政党及び政治資金団体			

届出先は、活動区域のいかにかわらず、主たる事務所が所在する都道府県選挙管理委員会です。したがって、主たる事務所を東京都内におく政治団体は、都団体及び全国団体とも東京都選挙管理委員会の窓口で届出をします。

なお、区市町村の選挙管理委員会では、政治団体関係の事務を取り扱っておりませんので、ご注意ください。

また、規正法に、郵便等によることなく文書で届け出なければならないと規定されているので、郵便等による提出は受理できません（規正法6条①）。

4 提出部数

設立届は、都団体、全国団体とも添付書類を含めて3部提出してください。そのうち1部は受理印を押印しお返ししますので、政治団体で保管してください。

2 資金管理団体の手続きはどのようにしますか。

資金管理団体は、公職の候補者が、自らが代表者である政治団体のうちから、1つの政治団体を「自らのために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの」をいいます（14ページ参照）。

したがって、当該公職の候補者を代表者とする政治団体が無い場合は、自らが代表者である政治団体を設立する（「設立届」を提出する。）か、あるいは既存の政治団体の代表者を自分に変更（「届出事項等の異動届」を提出する。）した上で、資金管理団体に「指定」することになります。

資金管理団体の手続きには、「指定届」、「届出事項の異動届」、「取消届」及び「なくなった旨の届」があります。これらは、政治団体の「設立届」又は「届出事項等の異動届」と同様に、いずれも事由が生じた日から「7日以内」に公職の候補者が届け出ることになります（規正法19条②、③、⑤、規正規則14条）。

1 資金管理団体指定届（記載例は57ページ参照）

公職の候補者が政治団体を資金管理団体に指定したときは、「資金管理団体指定届」を提出します。

指定できる団体は、政治団体の届出をしている前述（9ページ参照）の1号団体又は2号団体（その者以外の者の後援を本来の目的とした政治団体を除く。）のうち、公職の候補者自身が政治団体の代表者となっている政治団体に限られます。なお、政党や政党の支部を指定することはできません（規正法19条①）。

2 資金管理団体届出事項の異動届（記載例は 58 ページ参照）

公職の候補者は、指定している資金管理団体が届け出ている

- ① 公職の候補者の公職の種類、選挙区及び現職又は候補者の別
- ② 政治団体の名称
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 代表者の氏名

に異動を生じたときは、その異動が生じた日から 7 日以内に資金管理団体届出事項の異動届を提出します。

選挙に立候補した場合など公職の種類、選挙区及び現職又は候補者の別の異動があるときには注意してください。

3 資金管理団体指定取消届（記載例は 59 ページ参照）

公職の候補者が、資金管理団体の指定を取り消したときは、「資金管理団体指定取消届」を提出します。

4 資金管理団体でなくなった旨の届（記載例は 60 ページ参照）

資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったとき、当該資金管理団体の代表者でなくなったとき、資金管理団体が解散したとき又は規正法 19 条 1 項に規定する政治団体でなくなったときは、「資金管理団体でなくなった旨の届」を提出します。

なお、資金管理団体の届出をした者が死亡した場合は、「届出事項等の異動届」により、政治団体の代表者を変更の上、新代表者が「資金管理団体でなくなった旨の届」を提出します。

5 資金管理団体の各種書類の提出先

資金管理団体の指定、届出事項の異動、取消又はなくなった旨の届出は、政治団体の各種届出等と同様に、主たる事務所を東京都内におく政治団体は、都団体及び全国団体とも、東京都選挙管理委員会に届出をします。各手続きの提出部数は、都団体 2 部、全国団体 3 部です。

3 国会議員関係政治団体を設立するにはどのような手続きが必要ですか。

国会議員関係政治団体が新たに設立された場合は、設立の日から 7 日以内に設立届を、また既に存在している政治団体が新たに国会議員関係政治団体に該当することになった場合は、該当の日から 7 日以内に異動届を提出しなければなりません。

また国会議員関係政治団体のうち2号団体については、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けてから、7日以内に届出をしなければなりません。

届出先や届出書類は、一般の政治団体と同じですが、届出事項として次の項目の記入が必要です。

(1) 1号団体

- ① 1号団体である旨
- ② 代表者である公職の候補者に係る公職の種類

(2) 2号団体

- ① 2号団体である旨
- ② 公職の候補者の氏名
- ③ 当該公職の候補者に係る公職の種類

なお、2号団体については、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の添付が必要です（記載例は49ページ参照）。

なお、1号団体と2号団体の両方に該当する場合は、それぞれの届出事項を記載するとともに、添付書類として「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を提出します。

4 政党の設立届出はどのようにしますか。 また提出書類はどのようなものが必要ですか。

政党の設立には、新たに政党を設立する場合（規正法6条①）と、政治団体として届出のあった団体が政党の要件を満たして届け出る場合（規正法6条⑤）があり、いずれの場合も設立届の提出が必要となります。

政党は、一定の要件を満たしたときに届出によって「政党」となります（12ページ参照）。

なお、政党は、政治団体としての一面も併せ持っていますので、政治団体としての諸届出の提出が必要となります。

1 政党の設立と届出

既存の政治団体が政党の要件を満たした場合にはその日から、また新たに政党を組織したときにはその組織した日からそれぞれ7日以内に主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を經由して総務大臣へ届け出ることになります。設立届の様式は、政治団体と同様です。

2 設立届に添付する書類（規正法6条①、②）

設立には、政治団体と同様、「綱領、党則、規約その他政令で定める文書を提出しなければならない」（規正法6条②）と定め、規正令5条1号で「綱領、党則、規約その他これらに相当するもの」としています。

さらに政党は、次の文書を提出するものとしています。

(1) 国会議員を5人以上有する政党（規正令5条Ⅱ、Ⅳ）

① 所属国会議員届（2号様式）

当該政党に所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載します。

② 承諾書及び宣誓書（3号様式）

所属国会議員届にその氏名を記載されることについて、当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該政党以外の政党に所属していないことを当該衆議院議員又は参議院議員が誓う旨の書面です。

③ 政党の支部の状況に関する届（6号様式）

支部を有する政党のみ必要です。当該政党の支部の数、支部の名称、支部の主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域等を記載します。

(2) 得票率を2%以上有する政党（規正令5条Ⅲ、Ⅳ）

① 得票総数届（4号様式）

直近に行われた衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙若しくは比例代表選出議員選挙又は直近に行われた参議院議員通常選挙若しくは当該選挙の直近に行なわれた参議院議員通常選挙における比例代表選出議員選挙若しくは選挙区選出議員選挙における当該政治団体の得票総数を記載した書面です。

② 宣誓書（5号様式）

当該政党以外の政党に所属する衆議院議員又は参議院議員が当該政党に所属していないことを当該政党の代表者が誓う旨の書面です。

③ 政党の支部の状況に関する届（6号様式）

支部を有する政党のみ必要です。当該政党の支部の数、支部の名称、支部の主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域等を記載します。

5 政治団体の役員に、何らかの制限がありますか。

規正法には、政治団体の代表者等の役員や構成員の資格に関しての定めはありません。したがって、その団体の代表者等に誰がなっても、当該団体内部の問題であり、他の法令で制限されない限り自由です。

例えば、公務員は国家公務員法 102 条や地方公務員法 36 条で政治的行為が制限されており、政党やその他の政治団体の結成に関与することや、これらの団体の役員になることはできません。

また、政治団体の役員や構成員になることが社会通念上問題となるような場合、例えば刑事責任、意思能力、行為能力、労働基準法等との関係から 14 歳未満の者、意思無能力者などが役員となることには問題があると考えられます。

6 届け出た内容に変更が生じた場合、手続きはどのようにしますか。

政治団体として届け出た設立届の記載内容や、「届出事項等の異動届」により変更を届け出た内容にさらに変更が生じたときには届出が必要です。

また、資金管理団体は、「資金管理団体届出事項の異動届」が同時に必要となることもあります。

なお、政党の支部の「届出事項等の異動届」について、その異動内容によっては「支部証明書」又は「政党の状況等に関する届」が必要となります。

1 「届出事項等の異動届」の提出（記載例は 54・55 ページ参照）

政治団体は、「設立届」あるいはその後に届け出た「届出事項等の異動届」の内容や添付書類に変更があったときには、その事実が生じた日から 7 日以内に「届出事項等の異動届」に異動に係る事項を記載し、郵便等によることなく文書で東京都選挙管理委員会へ届け出る必要があります（規正法 7 条①）。

（例えば）

- ① 政治団体名称の変更（規約の変更が伴います。）
- ② 主たる事務所の所在地の変更（規約の変更を伴うこともあります。）
- ③ 主たる活動区域の変更（規約の変更を伴うこともあります。）
- ④ 代表者、会計責任者、会計責任者の職務代表者の変更（いずれも氏名・住所・電話番号のみの変更を含みます。また、異動届に記載する前任者の氏名・住所は、届出済の内容と一致することが必要です。）
- ⑤ 支部の「有無」の変更
- ⑥ 規約の変更

- ⑦ 課税上の優遇措置の適用の変更（添付書類の変更を伴うことがあります。）
- ⑧ 国会議員関係政治団体の区分、公職の種類等の変更
- ⑨ 添付書類の変更など

なお、規約の変更の場合には、新規約及び旧規約の添付が必要となります。

2 「資金管理団体届出事項の異動届」の提出（記載例は 58 ページ参照）

公職の候補者は、公職の種類や選挙区又は現職・候補者の別、あるいは指定した政治団体の名称、所在地等の届出事項に異動を生じた場合（この場合は、1の「届出事項等の異動届」が必要となることもあります。）、その異動の日から7日以内に「資金管理団体届出事項の異動届」を提出します。

3 政党支部の「届出事項等の異動届」の提出

政党支部が届出した内容に異動が生じたときには、その異動の日から7日以内に、1と同様の「届出事項等の異動届」を提出します。

また、政党支部は、支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域、支部の単位などに異動が生じたときには、異動届と併せて本部が発行する「支部証明書」を提出する必要があります。なお、支部の名称を変更したときには、「支部証明書」に加えて「政党の状況等に関する届」と新旧の「規約」も必要となります。

4 各届出事項の異動届の提出先

上記の異動に関する届出は、都団体は2部、全国団体は3部を、いずれも東京都選挙管理委員会の窓口へ持参するか、オンラインにより提出します。

なお、政治団体の「届出事項等の異動届」を郵便等によって届け出ても、受理できません（「資金管理団体届出事項の異動届」のみであれば可。）。

7 政治団体の名称を変更した場合、手続きはどのようにしますか。

「届出事項等の異動届」に必要事項を記載し、変更後7日以内に、郵便等によることなく文書で東京都選挙管理委員会へ届け出ます（規正法7条①）。なお、政治団体の名称変更の場合、必ず規約の異動を伴いますので、「規約の異動」について記載し、新規約及び旧規約を添付します。

政党支部の場合は、「支部証明書」及び「政党の状況等に関する届」の添付が必要です。

資金管理団体の場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も必要です。

8 都内で主たる事務所の所在地を移転した場合、手続きはどのようにしますか。

「届出事項等の異動届」に必要事項を記載し、移転後7日以内に、郵便等によることなく文書で東京都選挙管理委員会へ届け出ます。なお、規約に主たる事務所の所在地を「東京都〇〇区△△町〇丁目△番〇号におく」と規定している場合には、規約の異動が必要になりますので、「規約の異動」について記載し、新規約及び旧規約を添付します。

政党支部の場合は、「支部証明書」の添付も必要です。

資金管理団体の場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も必要です。

9 代表者を変更した場合、手続きはどのようにしますか。

「届出事項等の異動届」に必要事項を記載し、変更後7日以内に、郵便等によることなく文書で東京都選挙管理委員会へ届け出ます。なお、届出は新代表者名で行います。

代表者の変更に伴い、国会議員関係政治団体の届出や資金管理団体でなくなった旨の届出が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

10 公職の種類が変更になった場合、手続きはどのようにしますか。

資金管理団体の場合には、「資金管理団体届出事項の異動届」の提出が必要です。また、課税上の優遇措置の適用関係「有」の場合や国会議員関係政治団体の場合は、「届出事項等の異動届」の提出が必要になります。

例1 区議会議員（候補者）が区議会議員（現職）になった場合

資金管理団体の場合、「資金管理団体届出事項の異動届」の提出が必要です。

例2 都議会議員（候補者）が都議会議員（現職）になった場合

資金管理団体の場合、「資金管理団体届出事項の異動届」の提出が必要です。

また、課税上の優遇措置の適用関係「有」の場合は、「届出事項等の異動届」に「被推薦書」を添付して提出します。

例3 区議会議員（候補者）が都議会議員（候補者）になった場合

資金管理団体の場合、「資金管理団体届出事項の異動届」の提出が必要です。

また、課税上の優遇措置の適用関係を「無」から「有」に変更する場合は、「届出事項等の異動届」に「被推薦書」を添付して提出します。

例4 都議会議員（候補者）が区長（候補者）になった場合

資金管理団体の場合、「資金管理団体届出事項の異動届」の提出が必要です。

また、これまで課税上の優遇措置の適用関係「有」だった場合は、課税上の優遇措置の適用関係を「有」から「無」に変更する「届出事項等の異動届」の提出が必要です。

例5 衆議院議員（候補者）が衆議院議員（現職）になった場合

資金管理団体の場合、「資金管理団体届出事項の異動届」の提出が必要です。

また、国会議員関係政治団体は、「届出事項等の異動届」の提出が必要です。1号団体かつ2号団体又は2号団体の場合は、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の添付が必要です。

11 代表者の変更や、推薦・支持していた者の公職の種類の変更等により、国会議員関係政治団体に該当しなくなった場合、手続きはどのようにしますか。

国会議員関係政治団体以外の政治団体になったので、「届出事項等の異動届」の提出が必要になります。

また、1号団体かつ2号団体又は2号団体の場合は、「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」（記載例は50ページ参照）を添付し、課税上の優遇措置の適用関係を「有」から「無」に変更します。

さらに、国会議員関係政治団体が資金管理団体の場合は、資金管理団体でなくなった旨の届の提出や、資金管理団体届出事項の異動届による公職の種類の変更の届出が必要になります。

12 政治団体が道府県に移転したり、活動区域を変更した場合、手続きはどのようにしますか。

政治団体が都道府県間で「主たる事務所を移転」したときや「主たる活動区域を変更」したときには、それぞれ手続きが必要となります。

なお、これらの届出は、郵便等では受理できません（規正法7条①）。

1 主たる事務所の移転

(1) 全国団体が主たる事務所を東京都から道府県に移転した場合

東京都内に主たる事務所がある全国団体が、道府県に事務所を移転したときは、東京都選挙管理委員会又は移転先の道府県選挙管理委員会のいずれかを經由して総務大臣あてに、移転後7日以内に「届出事項等の異動届」（3部）及び新旧の「規約」（3部）を提出します。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、「資金管理団体届出事項の異動届」（3部）を提出します。

(2) 全国団体が主たる事務所を道府県から東京都に移転した場合

道府県に主たる事務所がある全国団体が、東京都内に事務所を移転したときは、東京都選挙管理委員会又は移転前の道府県選挙管理委員会のいずれかを經由して総務大臣あてに、移転後7日以内に「届出事項等の異動届」（3部）及び新旧の「規約」（3部）を提出します。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、「資金管理団体届出事項の異動届」（3部）を提出します。

2 活動区域の変更を伴う主たる事務所の移転

(1) 都団体から道府県の全国団体へ

都団体が主たる活動区域を「東京都から全国へ」変更するとともに主たる事務所を道府県に移転したときは、移転後7日以内に、東京都選挙管理委員会に「届出事項等の異動届」（2部）及び新旧の「規約」（2部）を提出し、移転先の道府県選挙管理委員会を經由して総務大臣あてに全国団体としての「設立届」及び「新しい規約」などを提出します。

設立届には、規約など都団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、東京都選挙管理委員会に「資金管理団体届出事項の異動届」（2部）を提出し、移転先の道府県選挙管理委員会を經由して総務大臣あてに全国団体としての「資金管理団体指定届」を提出します。

(2) 道府県の全国団体から都団体へ

全国団体が主たる活動区域を「全国から東京都へ」変更するとともに、主たる事務所を東京都内に移転したときは、移転後7日以内に、主たる事務所のあった道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに「届出事項等の異動届」及び新旧の「規約」を提出し、東京都選挙管理委員会あてに都団体としての「設立届」(3部)及び「新しい規約」(3部)などを提出します。

設立届には、規約など全国団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、主たる事務所のあった道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに「資金管理団体届出事項の異動届」を提出し、東京都選挙管理委員会に都団体としての「資金管理団体指定届」(2部)を提出します。

(3) 都団体から道府県団体へ

都団体が主たる活動区域を道府県へ変更するとともに、主たる事務所を道府県に移転したときは、移転後7日以内に、東京都選挙管理委員会に「届出事項等の異動届」(2部)及び新旧の「規約」(2部)を提出し、移転先の道府県選挙管理委員会へ「設立届」及び「新しい規約」などを提出します。

設立届には、規約など都団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、東京都選挙管理委員会に「資金管理団体届出事項の異動届」(2部)を提出し、移転先の道府県選挙管理委員会に「資金管理団体指定届」を提出します。

(4) 道府県団体から都団体へ

主たる活動区域及び主たる事務所の所在地が道府県である政治団体が、主たる活動区域を東京都内へ変更するとともに主たる事務所を東京都内に移転したときは、移転後7日以内に、主たる事務所のあった道府県選挙管理委員会に「届出事項等の異動届」及び新旧の「規約」を提出し、東京都選挙管理委員会あてに都団体としての「設立届」(3部)及び「新しい規約」(3部)などを提出します。

設立届には、規約など道府県団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、主たる事務所のあった道府県選挙管理委員会に「資金管理団体届出事項の異動届」を提出

し、東京都選挙管理委員会に都団体としての「資金管理団体指定届」（2部）を提出します。

（５）都内にある全国団体から道府県団体へ

東京都内に主たる事務所がある全国団体が、主たる活動区域を「全国から道府県へ」変更するとともに主たる事務所を道府県に移転したときは、移転後7日以内に、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに「届出事項等の異動届」（3部）及び新旧の「規約」（3部）を提出し、移転先の道府県選挙管理委員会へ「設立届」及び「新しい規約」などを提出します。

設立届には、規約など全国団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに「資金管理団体届出事項の異動届」（3部）を提出し、移転先の道府県選挙管理委員会に「資金管理団体指定届」を提出します。

（６）道府県団体から都内にある全国団体へ

道府県団体が、主たる活動区域を全国へ変更するとともに主たる事務所を東京都内に移転したときは、移転後7日以内に、主たる事務所のあった道府県選挙管理委員会あてに「届出事項等の異動届」及び新旧の「規約」を提出し、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに全国団体としての「設立届」（3部）及び「新しい規約」（3部）などを提出します。

設立届には、規約など道府県団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、主たる事務所のあった道府県選挙管理委員会に「資金管理団体届出事項の異動届」を提出し、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに全国団体としての「資金管理団体指定届」（3部）を提出します。

3 主たる事務所の移転を伴わない活動区域の変更

（１）都団体から全国団体へ

都団体が主たる活動区域を「東京都から全国へ」変更したときは、変更後7日以内に、東京都選挙管理委員会に「届出事項等の異動届」（2部）及び、変更がある場合は、新旧の「規約」（2部）を提出し、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに全国団体としての「設立届」（3部）及び「新しい規約」（3部）などを提出します。

設立届には、規約など都団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに全国団体としての「資金管理団体指定届」（3部）を提出します。

（2）全国団体から都団体へ

東京都内に主たる事務所がある全国団体が、主たる活動区域を「全国から東京都へ」変更したときは、変更後7日以内に、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに「届出事項等の異動届」（3部）及び、変更がある場合は、新旧の「規約」（3部）を提出し、東京都選挙管理委員会あてに都団体としての「設立届」（3部）及び「新しい規約」（3部）などを提出します。

設立届には、規約など全国団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、東京都選挙管理委員会に都団体としての「資金管理団体指定届」（2部）を提出します。

【参考】都道府県間で「主たる事務所を移転」、「主たる活動区域を変更」したときの手続き一覧

1 主たる事務所の移転【主たる活動区域の変更なし】

	移転前			移転後			届出事項			
	区分	主たる活動区域	主たる事務所の所在地	区分	主たる活動区域	主たる事務所の所在地	届出先の変更	經由(届出先)	届出書類※3	部数
全国団体(東京都) → 全国団体(道府県)	全国団体	全国	東京都	全国団体	全国	道府県	無 (総務大臣)	東京都又は道府県 (総務大臣)※1,2	異動届、添付書類※5	各3部
全国団体(道府県) → 全国団体(東京都)	全国団体	全国	道府県	全国団体	全国	東京都	無 (総務大臣)	道府県又は東京都 (総務大臣)※1,2	異動届、添付書類※5	各3部

2 主たる事務所の移転【主たる活動区域の変更あり】

	移転前			移転後			届出事項			
	区分	主たる活動区域	主たる事務所の所在地	区分	主たる活動区域	主たる事務所の所在地	届出先の変更	經由(届出先)	届出書類※3	部数
都団体 → 全国団体(道府県)	都団体	都内	東京都	全国団体	全国	道府県	有 (東京都→総務大臣)	東京都 道府県(総務大臣)※1	異動届、添付書類※5	各2部
全国団体(道府県) → 都団体	全国団体	全国	道府県	都団体	都内	東京都	有 (総務大臣→東京都)	道府県(総務大臣)※1	設立届※4、添付書類※5	各3部
都団体 → 道府県団体	都団体	都内	東京都	道府県団体	道府県内	道府県	有 (東京都→道府県)	東京都 道府県	異動届、添付書類※5	各2部
道府県団体 → 都団体	道府県団体	道府県内	道府県	都団体	都内	東京都	有 (道府県→東京都)	道府県 東京都	設立届※4、添付書類※5	※6
全国団体(東京都) → 道府県団体	全国団体	全国	東京都	道府県団体	道府県内	道府県	有 (総務大臣→道府県)	東京都 道府県	異動届、添付書類※5	※6
道府県団体 → 全国団体(東京都)	道府県団体	道府県内	道府県	全国団体	全国	東京都	有 (道府県→総務大臣)	道府県 東京都(総務大臣)※1	設立届※4、添付書類※5	※6

3 主たる活動区域の変更【主たる事務所の移転なし】

	移転前			移転後			届出事項			
	区分	主たる活動区域	主たる事務所の所在地	区分	主たる活動区域	主たる事務所の所在地	届出先の変更	經由(届出先)	届出書類※3	部数
都団体 → 全国団体(東京都)	都団体	都内	東京都	全国団体	全国	東京都	有 (東京都→総務大臣)	東京都 東京都(総務大臣)※1	異動届、添付書類※5	各2部
全国団体(東京都) → 都団体	全国団体	全国	東京都	都団体	都内	東京都	有 (総務大臣→東京都)	東京都 東京都(総務大臣)※1	設立届※4、添付書類※5	各3部

- ※1 主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を經由して総務大臣に届出をします。
- ※2 移転前と移転後どちらの選挙管理委員会でも手続きが可能ですが、移転後の選挙管理委員会が「資金管理団体指定届」や「資金管理団体届出事項の異動届」の提出も必要になります。
- ※3 当該団体が資金管理団体に指定されている場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」の提出も必要になります。
- ※4 所管異動に伴う「設立届」の組織年月日は、設立当初の日付を記載します。
- ※5 設立又は異動時に提出する添付書類の全てが必須です。必要な添付書類については、19ページ～「II 政治団体の各種の届出手続き」をご確認ください。
- ※6 道府県団体の提出部数については、届出先の道府県選挙管理委員会でご確認ください。

13 政治団体を解散するときにはどのような手続きが必要ですか。

政治団体が設立届を提出した場合、解散の届出をしない限り、その実態にかかわらず存続しているものとして取り扱われます。したがって、たとえ活動が休止しているような場合であっても、毎年収支報告書の提出が必要になります。

政治団体が解散するときには届出が必要です（規正法 17 条①）。また、資金管理団体の指定を受けている政治団体は、「資金管理団体でなくなった旨の届」も併せて提出をします（規正法 19 条③）。

1 政治団体解散届（記載例は 56 ページ参照）

ア 政治団体の解散

規正法は、政治団体が解散した場合や目的の変更その他により政治団体でなくなったとき、その政治団体の代表者及び会計責任者であった者は、その日から 30 日以内（国会議員関係政治団体は 60 日以内）に、その旨及び年月日とともに、その解散の日現在の収支報告書を提出しなければならないと規定しています（規正法 17 条①）。これにより「解散届」及び解散日までの「収支報告書」及び領収書等の写しの提出が必要です。さらに、国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書も必要です。

イ 政治団体の支部の解散

政治団体の支部の解散について、当該支部に代わって、当該支部の本部が直接解散届を提出することができると規定されています。この場合、本部は、解散支部の代表者及び会計責任者であった者に対して、当該届出をした旨を通知する必要があります（規正法 18 条⑤）。

なお、通知を受けた、当該支部の代表者及び会計責任者であった者は、解散の日から 30 日以内（国会議員関係政治団体は 60 日以内）に、その解散の日現在の収支報告書を提出することになります。

2 解散届の提出

ア 提出先

解散届の提出窓口は、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会です。東京都内に主たる事務所のある政治団体は、全国団体及び都団体とも東京都選挙管理委員会に提出をします。

イ 提出部数

「解散届」は、全国団体が 3 部、都団体は 2 部です。

解散届には、収支報告書を 2 部（全国団体はさらに表紙 1 枚を別に添付します。）、領収書等がある場合には領収書等の写しを 1 部、国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書を 1 部、それぞれ添付する必要があります。

14 規正法 17 条 2 項団体と通知がありました、どうすればよいですか。

政治団体が、当年の収支報告書とその提出期限までに提出しなかった場合において、その前年分の収支報告書も提出していないときは、規正法 8 条の適用については、この提出期限を経過した日から政治団体としての届出をしていないものとみなされます（規正法 17 条②）。

したがって、これらの団体はその日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義であっても寄附を受け、又は支出をすることができません。

このような団体が、再び政治活動のために寄附を受け、又は支出をしようとするときには、一旦解散の手続きをとり、改めて設立の届出が必要となります。

規正法は、自然解散・自然消滅などは認めていませんので、政治団体として届出のある団体が政治活動をしなくなったときには、必ず解散の手続きが必要です。この手続きがされない限り、法的には解散したとは認められません。

規正法 17 条 2 項の適用を受けた団体が、解散の手続きをするときには、解散日までに未提出となっている収支報告書のすべてと、解散した日（届出時の該当年）までの収支報告書の提出が必要となります。

<図解：規正法 17 条 2 項適用団体>

日付		提出期間		提出状況
		01年分	00年分	
00年	12月			
01年	1月	00年分	↓	【01.3.31】00年分未提出
	2月	提出期間		
	3月	～3/31		
	4月			
	～			※提出期間後でも受付は行います。 必ずご提出ください。
	12月			
02年	1月	01年分	↓	【02.3.31】00年分未提出+01年分未提出
	2月	提出期間		
	3月	～3/31		
	4月			
				【02.4.1】★規正法17条②該当

※ 国会議員関係政治団体の場合は、収支報告書提出期限が 5/31、規正法 17 条 2 項適用日が 6/1 になります。

※ 提出期限が土曜・日曜日の場合など、提出期限が異なる場合があります（詳細は 99 ページ）。